令和５年４月１日
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター

独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター治験管理室運営規程
新旧対照表

新	旧
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター治験管理室運営規程	**独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター治験管理室運営規程**
（目的） 第１条　～　第２条　（略）	（目的） 第１条　～　第２条　（略）
（業務） 第３条　治験管理室は、次の業務を行う。 (1)～（2）　（略） (3)　治験使用薬、治験使用機器及び再生医療等製品の管理に関する業務 (4)～(8)　（略）	（業務） 第３条　治験管理室は、次の業務を行う。 (1)～（2）　（略） (3)　治験薬、治験機器の管理に関する業務 (4)～(8)　（略）
（会議） 第４条　（略）	（会議） 第４条　（略）
（補則） 第５条　基準となる規則等は、国立病院機構熊本再春医療センター受託研究取扱規程、国立病院機構熊本再春医療センター治験に係る標準業務手順書、国立病院機構熊本再春医療センター治験審査委員会に係る標準業務手順書、国立病院機構熊本再春医療センター直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準業務手順書及び監査の受入れに関	（補則） 第５条　基準となる規則等は、国立病院機構熊本再春医療センター受託研究取扱規程、国立病院機構熊本再春医療センター治験に係る標準業務手順書、国立病院機構熊本再春医療センター治験審査委員会に係る標準業務手順書、国立病院機構熊本再春医療センター直接閲覧を伴うモニタリング受入れに関する標準業務手順書及び監査受入れに関する

令和５年４月１日
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター

独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター治験管理室運営規程
新旧対照表

新	旧
する標準業務手順書による。 （附則）この規程は平成 17 年６月１日から施行する。 この規程は平成 29 年１月１日から施行する。 この規程は平成 31 年４月１日から施行する。 この規程は令和５年４月１日から施行する。	標準業務手順書による。 （附則）この規程は平成 17 年６月１日から施行する。 この規程は平成 29 年１月１日から施行する。 この規程は平成 31 年４月１日から施行する。